

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款（令和2年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）及び附則14（料金についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

（1）Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
接続送電サービス				
接続送電サービス料金				
電灯定額接続送電サービス				
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	34.48	(0.21)	3.13	(0.02)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	68.95	(0.42)	6.27	(0.04)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	137.91	(0.85)	12.54	(0.08)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	206.87	(1.28)	18.81	(0.12)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	344.78	(2.13)	31.34	(0.19)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	344.78	(2.13)	31.34	(0.19)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	102.98	(0.64)	9.36	(0.06)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	205.97	(1.28)	18.72	(0.12)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	102.98	(0.64)	9.36	(0.06)
電灯標準接続送電サービス				
基本料金				
19（接続送電サービス）(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	203.50		18.50	

（注）（ ）内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電流または接続 送電サービス契約容量を定める場合				
接続送電サービス契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	143.00		13.00	
接続送電サービス契約電流 5 アン ペア	71.50		6.50	
接続送電サービス契約電流 15 アン ペア	214.50		19.50	
電力量料金				
1 キロワット時につき	7.44	(0.06)	0.68	(0.01)
電灯時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロ ワットにつき	203.50		18.50	
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電流または接続 送電サービス契約容量を定める場合				
接続送電サービス契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	143.00		13.00	
接続送電サービス契約電流 5 アン ペア	71.50		6.50	
接続送電サービス契約電流 15 アン ペア	214.50		19.50	
電力量料金				
昼間時間				
1 キロワット時につき	8.10	(0.06)	0.74	(0.01)
夜間時間				
1 キロワット時につき	6.54	(0.06)	0.59	(0.01)
電灯従量接続送電サービス				
1 キロワット時につき	10.77	(0.06)	0.98	(0.01)
動力標準接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロ ワットにつき	555.50		50.50	
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロ ワットにつき	368.50		33.50	
電力量料金				
1 キロワット時につき	6.00	(0.06)	0.55	(0.01)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
動力時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	555.50		50.50	
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	368.50		33.50	
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	6.52	(0.06)	0.59	(0.01)
夜間時間				
1キロワット時につき	5.29	(0.06)	0.48	(0.01)
動力従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	15.11	(0.06)	1.37	(0.01)
高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	456.50		41.50	
電力量料金				
1キロワット時につき	2.71	(0.06)	0.25	(0.01)
高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力1キロワッ トにつき	456.50		41.50	
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	3.01	(0.06)	0.27	(0.01)
夜間時間				
1キロワット時につき	2.32	(0.06)	0.21	(0.01)
高圧従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	10.19	(0.06)	0.93	(0.01)
特別高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	434.50		39.50	
電力量料金				
1キロワット時につき	1.49	(0.06)	0.14	(0.01)
特別高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	434.50		39.50	

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	1.63	(0.06)	0.15	(0.01)
夜間時間				
1キロワット時につき	1.33	(0.06)	0.12	(0.01)
特別高圧従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	8.62	(0.06)	0.78	(0.01)
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い				
ピークシフト割引額				
ピークシフト電力1キロワットにつき				
高圧で供給する場合	390.50		35.50	
特別高圧で供給する場合	368.50		33.50	
臨時接続送電サービス				
臨時接続送電サービス料金				
電灯臨時定額接続送電サービス				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.05	(0.01)	0.28	(0.00)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6.10	(0.03)	0.55	(0.00)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6.10	(0.03)	0.55	(0.00)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	61.07	(0.34)	5.55	(0.03)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	61.07	(0.34)	5.55	(0.03)
電灯臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	8.18	(0.06)	0.74	(0.01)
動力臨時定額接続送電サービス				
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	89.51	(0.35)	8.14	(0.03)
動力臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	7.19	(0.06)	0.65	(0.01)
高圧臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	3.24	(0.06)	0.29	(0.01)
特別高圧臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	1.78	(0.06)	0.16	(0.01)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	77.00	7.00
特別高圧で供給する場合	66.00	6.00
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	99.00	9.00
特別高圧で供給する場合	110.00	10.00

(注) () 内には、変更額を内数として記載

(2) 附則14 (料金についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	34.27	3.12
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	68.53	6.23
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	137.06	12.46
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	205.59	18.69
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	342.65	31.15
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	342.65	31.15
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	102.34	9.30
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	204.69	18.61
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	102.34	9.30
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	203.50	18.50

区分および単位	料 金 率 円 銭 (円 銭)	消費税等相当額 円 銭 (円 銭)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電流または接続 送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	143.00	13.00
接続送電サービス契約電流 5 アン ペア	71.50	6.50
接続送電サービス契約電流 15 アン ペア	214.50	19.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	7.38	0.67
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロ ワットにつき	203.50	18.50
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電流または接続 送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロ ボルトアンペアにつき	143.00	13.00
接続送電サービス契約電流 5 アン ペア	71.50	6.50
接続送電サービス契約電流 15 アン ペア	214.50	19.50
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	8.04	0.73
夜間時間		
1 キロワット時につき	6.48	0.59
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	10.71	0.97
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロ ワットにつき	555.50	50.50
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロ ワットにつき	368.50	33.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	5.94	0.54

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
動力時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	555.50		50.50	
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により 接続送電サービス契約電力を定める 場合				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	368.50		33.50	
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	6.46		0.59	
夜間時間				
1キロワット時につき	5.23		0.48	
動力従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	15.05		1.37	
高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	456.50		41.50	
電力量料金				
1キロワット時につき	2.65		0.24	
高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力1キロワ ットにつき	456.50		41.50	
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	2.95		0.27	
夜間時間				
1キロワット時につき	2.26		0.21	
高圧従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	10.13		0.92	
特別高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	434.50		39.50	
電力量料金				
1キロワット時につき	1.43		0.13	

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	434.50	39.50
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.57	0.14
夜間時間		
1キロワット時につき	1.27	0.12
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	8.56	0.78
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.04	0.28
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6.07	0.55
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6.07	0.55
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	60.73	5.52
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	60.73	5.52
1キロボルトアンペアまでごとに		
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	89.16	8.11